

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会こころん号貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、車椅子使用者の日常生活等の利便を図るため、社会福祉法人高浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が実施する車椅子専用車（以下「こころん号」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(貸出目的)

第2条 こころん号は、車椅子を必要とする者が通院、旅行、その他社会的見聞を深めるために貸し出すものとする。

(貸出対象者)

第3条 こころん号の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する車椅子を必要とする者
- (2) 車椅子を必要とする者の親族で市内に住所を有する者
- (3) 車椅子を必要とする者の親族で市内の事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する福祉団体又は福祉施設
- (5) その他協議会の会長が必要があると認める者

(貸出期間等)

第4条 こころん号の貸出期間は、1回につき原則として4日以内とする。ただし、協議会の会長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 こころん号の貸出し又は返却は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までを除く。

(利用手続き)

第5条 こころん号の貸出しを受けようとする者は、こころん号を運転する者の自動車運転免許証を提示して、こころん号利用申請書兼こころん号利用許可書（別記様式）を協議会の会長に提出しなければならない。

2 前項に規定するこころん号を運転する者は、運転経験1年以上の者でなければならない。

3 協議会の会長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、こころん号利用許可書を交付するものとする。

(利用者の負担)

第6条 前条第3項の規定により利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める費用を負担しなければならない。

- (1) 燃料費等 走行距離10km当たり100円（10km未満は、10kmとみなし、10km以上は、10kmまでごとに100円を加算した額）
- (2) 通行料金、駐車料金
- (3) その他利用者が通常負担すべきであると認められるもの

(利用者の責務)

第7条 こころん号の運転は、利用許可書に記載されている者が行わなければならない。

2 利用者は、こころん号について善良な管理者としての注意業務を果たし、利用許可書に記載されている目的以外に使用してはならない。

- 3 利用者は、貸出しを受けている期間中に事故等が発生したときは、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなければならない。
- 4 貸出しを受けている期間中に発生した事故等に対する補償は、こころん号に加入している保険の範囲内とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、すべて利用者が負わなければならない。

(貸出しの中止)

第8条 協議会の会長は、やむを得ない事由が生じたときは、こころん号の貸出しを中止することができる。

(こころん号の清掃等)

第9条 利用者は、こころん号が汚れたときは、清掃等をして返却しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こころん号の貸出しについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

こころん号利用申請書

年 月 日

高浜市社会福祉協議会長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話 _____

次のとおりこころん号を利用したいので申請します。

運 転 者	氏 名		車椅子利用者との続柄	
	住 所	TEL -		
	免許証番号			
車椅子利用者名				
同 乗 者 名				
行く先及び 利用目的				
利 用 期 間	月 日()から 月 日()までの 日間			
自動車貸出日時	月 日() 午前・午後 時 分			
自動車返却日時	月 日() 午前・午後 時 分			

こころん号利用許可書

年 月 日 時 分まで
様

社会福祉法人高浜市社会福祉協議会
会 長 印

《許可条件》

- 1 こころん号の運転は、利用申請書の運転者欄に記載されている方が運転しなければなりません。
- 2 利用者は、こころん号について善良な管理者としての注意義務を果たし、利用許可書に記載されている目的以外に使用してはなりません。
- 3 利用者は、貸出しを受けている期間中に事故等が発生したときは、速やかに協議会に報告し、その指示に従わなければなりません。
- 4 貸出しを受けている期間中に発生した事故等に対する補償は、こころん号に加入している保険の範囲とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、すべて利用者が負わなければなりません。

